

# 令和8年度つつじ補助金の審査について

## 1 審査の流れ

◎提出された企画案の審査は、以下のスケジュールにより豊橋市市民協働推進審議会が審査、採点を行います。

(1) 応募書類確認 6月	・提出された企画書の内容について、書面上の不備の有無などを確認します。不備の内容によって団体へ問合せをします。
(2) ① 質疑応答 ② 書類審査 6月～7月	①内容に質疑がある場合は団体へ書面により照会します。 団体からの回答がない場合、審査対象外となります。 ②企画内容が公益的社会貢献活動に該当するか審査(※)の上、審議会委員が仮採点を行います。
(3) 本審査 7月	・審議会での意見を踏まえ、審議会委員が改めて採点を行います。
(4) 審査結果通知 7月	・審議会の審査結果を元に市長が採択企画を決定し、団体に結果を通知します。

※審議会委員一人以上又は事務局が、公益的社会貢献活動と認めることに疑義が生じると判断した企画については、審議会で協議した上で、審査対象外とする。

## 2 審議会委員による審査について

(1) 企画書を以下の評価点・審査項目により採点します。

### A 評価点

評価	
優れている	5点
↑ ↓	
劣っている	1点

### B 審査項目と項目ごとの倍率

審査項目		評価倍率
公益性	活動が公共の利益に寄与していること。	× 1
必要性	現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。	× 2
継続性	補助事業実施後の活動の発展・継続性が見込まれること。	× 2
実効性	適正な実施計画・実施体制、資金計画などから事業遂行能力が認められ、市民(地域)への波及効果があること。	× 1

(2) 審議会委員の評価点を集計して採択、非採択を決定します。

※合計点の点数の高い企画から採択し、予算を超えた時点の企画までを採択とします。

※最後に採択となった企画の補助上限は「予算額から先に採択となった企画の補助上限額を差し引いた金額」になります。

※最低基準点以上でなければ採択されません。

(3) マルチパートナーシップ事業での企画は、審議会委員において、多様な主体による事業効果の向上が期待できないと判断された場合でも、(2)の要件を満たした企画は採択されますが、補助金の上限額は20万円ではなく10万円となります。このため、上限額が減額された場合の事業実施の可否について、事前に確認させていただく予定です。

## 令和8年度くすのき補助金の審査について

### 1 審査の流れ

◎提出された企画案の審査は、以下のスケジュールにより豊橋市市民協働推進審議会が審査、採点を行います。

(1) 不備の有無を確認 6月～7月	・提出された企画書の内容について、書面上の不備の有無などを確認します。不備の内容によって団体へ問合せをします。
(2) ①質疑応答 ②書類審査 ③公開プレゼンテーション 6月～7月	①内容に質疑がある場合は団体へ書面により照会します。 団体から回答がない場合、審査対象外となります。 ②企画内容が公益的・社会貢献活動に該当するか審査(※)の上、審議会委員が仮採点を行います。 ③団体による公開プレゼンテーションを行います。 参加者からの質疑に回答いただきます。
(3) 本審査 公開プレゼンテーション後	・公開プレゼンテーションの内容や審議会での意見を踏まえて、審議会委員が改めて採点を行います。
(4) 審査結果通知 7月	・審議会の審査結果を元に市長が採択企画を決定し、団体に結果を通知します。

※審議会委員一人以上又は事務局が、公益的・社会貢献活動と認めることに疑義が生じると判断した企画については、審議会でも協議した上で、審査対象外とする。

### 2 審議会委員による審査について

(1) 企画書を以下の評価点・審査項目により採点します。

#### A 評価点

評価
優れている 5点
↑ ↓
劣っている 1点

#### B 審査項目と項目ごとの倍率

審査項目		評価倍率
公益性	活動が公共の利益に寄与していること。	×2
必要性	現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。	×2
先駆性	創造的又は開拓的であること。	×1
専門性	団体の専門性が活かされていること。	×1
継続性	補助事業実施後の活動の発展・継続性が見込まれること。	×2
実効性	適正な実施計画・実施体制、資金計画などから事業遂行能力が認められ、市民(地域)への波及効果があること。	×2

(2) 審議会委員の評価点を集計して採択、非採択を決定します。

※合計点の点数の高い企画から採択し、予算を超えた時点の企画までを採択とします。

※最後に採択となった企画の補助上限は「予算額から先に採択となった企画の補助上限額を差し引いた金額」になります。

※最低基準点以上でなければ採択されません。

## 令和8年度わかば補助金の審査について

### 1 審査の流れ

◎提出された企画書の審査は、以下のスケジュールにより豊橋市市民協働推進審議会が審査、採点を行います。

(1) 応募書類確認 6月	・提出された企画書の内容について、書面上の不備の有無などを確認します。不備の内容によって団体へ問合せをします。
(2) ① 質疑応答 ② 書類審査 6月～7月	①内容に質疑がある場合は団体へ書面により照会します。 団体からの回答がない場合、審査対象外となります。 ②企画内容が公益的社会貢献活動に該当するか審査(※)の上、審議会委員が仮採点を行います。
(3) 本審査 7月	・審議会での意見を踏まえ、審議会委員が改めて採点を行います。
(4) 審査結果通知 7月	・審議会の審査結果を元に市長が採択企画を決定し、団体に結果を通知します。

※審議会委員一人以上又は事務局が、公益的社会貢献活動と認めることに疑義が生じると判断した企画については、審議会で協議した上で、審査対象外とする。

### 2 審議会委員による審査について

(1) 企画書を以下の評価点・審査項目により採点します。

#### A. 評価点

評価
優れている5点
↑ ↓
劣っている1点

#### B. 審査項目と項目ごとの倍率

審査項目		評価倍率
公益性	活動が公共の利益に寄与していること。	×1
必要性	現状把握・分析が的確で需要がつかめていること。	×2
独創性	新しい発想や独自の考えがあること	×2
実現性	事業計画、実施体制、資金計画等から着実な事業遂行が見込まれること	×1

(2) 審議会委員の評価点を集計して採択、非採択を決定します。

※合計点の点数の高い企画から採択し、予算を超えた時点の企画までを採択とします。

※最後に採択となった企画の補助上限は「予算額から先に採択となった企画の補助上限額を差し引いた金額」になります。

※最低基準点以上でなければ採択されません。